

令和6年6月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和6年6月20日 午後2時 日光市役所本庁舎会議室

出席農業委員	10名	1番 川村 耕一	2番 手塚 幸子	3番 高橋 和子	4番 福田 絹江
		5番 斎藤 敏夫	6番 加藤 英利	7番 神山 隆治	9番 高橋久美子
		10番 小池 毅	11番 渡邊 悦子		
欠席農業委員	なし				
出席推進委員	19名	12番 柏 木 武	13番 福田富美男	14番 大島一比古	15番 富田 順子
		16番 福田 正明	17番 神山 守	18番 村上 隆	19番 酒主 学
		20番 星野由起夫	21番 西巻 光次	22番 福田 浩一	24番 吉原 浩之
		25番 福田 重勝	26番 福田 隆夫	27番 大島 昭吾	28番 阿久津文枝
		29番 大貫 宣秀	30番 佐藤 修一	31番 小倉 政一	
欠席推進委員	23番 柴田 洋一				
傍聴人	なし				
事務局	局長 川村賢一郎	係長 吉澤喜代子	副主幹 佐藤 達起	主査 入 江 敦	
	主査 鶴見 英明				

- 第1 ー 議事録署名人の指名
- 第2 ー 会期の決定
- 第3 報告第11号 農地法第5条の規定による許可の取り消しについて
- 第4 報告第12号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第5 議案第13号 農地法第18条（通知）について
- 第6 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第7 議案第40号 非農地証明願について
- 第8 議案第41号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
- 第9 議案第42号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について

局 長 | それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員10名全員の出席であります。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。

推進委員の柴田洋一委員から欠席する旨の届け出があり、推進委員におきましては20名中19名の出席であります。

なお、本日の傍聴人は、いらっしゃいません。

福田 絹江 | ただ今から、令和6年6月 日光市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 | 本日の議事日程について、事務局長に朗読させます。

局 長 | (議事日程を朗読)

議	長	<p>日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、議長において指名したいと思います。1番 川村耕一委員、2番 手塚幸子委員を指名いたします。</p>
議	長	<p>日程第2「会期の決定」を行います。 本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。 よって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決めます。 それでは、議事に入ります。 なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど、簡潔に説明をお願いします。</p>
議	長	<p>日程第3、報告第11号「農地法第5条の規定による許可の取り消しについて」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (佐藤副主幹挙手) はい、佐藤副主幹。</p>
佐藤副主幹		<p>報告第11号「農地法第5条の規定による許可の取り消し」についてご説明いたします。 総会資料1ページをお開き下さい。こちらは令和5年7月21日付、日農委指令第5-22号で許可された一般住宅を目的とする5条許可案件です。取消事由につきましては、譲受人が住宅建設予定地を変更したことによるものです。 以上となります。</p>
議	長	<p>報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし」との声あり) それでは、次に移ります。</p>
議	長	<p>日程第4、報告第12号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (佐藤副主幹挙手) はい、佐藤副主幹。</p>
佐藤副主幹		<p>総会資料2ページをお開きください。 報告第12号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。先月の5条申請案件ですが、5件ございました。許可書につきましては、そのうち資料の3件、申請番号2番、4番、5番について交付いたしました。 譲渡人、譲受人、土地の所在等は資料のとおりです。記載している申請番号は5月総会における議案の番号になります。総会審議日は令和6年5月21日。許可日は令和6年5月21日の日農委指令第5-10号～第5-12号で許可書を発行しております。 なお、こちらに記載のない2件ですが、申請番号1番(針貝地内の砂利採取)につきましては、砂利採取法の事業認可日と許可日を揃えたため、6月に入ってから許可となりました。こちらにつきましては、6月の総会において報告をさせていただきます。申請番号3番(今市地内の宅地分譲)につきまし</p>

ては、都市計画法の開発許可と許可日を揃えるものになりますが、都市計画法の手続きに不備があり、手続きが遅れている状況です。

以上です。

議 長 この件につきましても、報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし」の声あり)

それでは、次に移ります。

議 長 日程第5、報告第13号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます

(入江主査挙手)

はい、入江主査。

入江主査 報告第13号「農地法第18条(通知)について」ご説明いたします。

総会資料は3から4ページです。

本案件は農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人、借人の住所、氏名、および土地の表示、解約理由等は総会資料のとおりです。件数は5件で、すべて市農業公社扱いの解約となります。

以上ご報告いたします。

議 長 この件につきましても、報告ではございますが、ご質問等がございましたらお受けいたします。

(「なし」の声あり)

それでは、次に移ります。

議 長 今月の現地調査は、鳥獣害対策部会が担当しております。詳細な説明につきまして、神山副部長から全体の説明をお願いいたします。

(神山隆委員挙手)

はい、神山副部長。

神山隆委員 今月の現地調査は、鳥獣害対策部会が担当し、6月18日、2班体制で調査してきました。第1班は福田会長、阿久津委員、佐藤委員、第2班、神山、大貫委員になります。

各案件の担当委員ですが、総会資料5ページ5条関係の1番が神山、2番が阿久津委員、3番が佐藤委員、4番が佐藤委員です。総会資料6ページ非農地証明願につきましては、1番阿久津委員、2番大貫委員、3番大貫委員が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

議 長 それでは、日程第6の議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(神山隆委員挙手)

はい、神山委員。

神山隆委員 私は、総会資料5ページの議案第39号の1番を担当しました。

本申請は、日光市所野地内において、売買により一般住宅を目的とした5条申請です。譲渡人、譲受人、及び申請地等は資料のとおりです。

案内図による説明。申請地は日光運動公園から北へ約200メートルに位置します。

公図による説明。登記簿地目は畑、現況は畑で草が伸びておりました。公図だどどこが道路なのか分かりづらいのですが、道路は北側になります。西側も道路になります。こちらは宅地になっています。周囲の状況は、東側は宅地、西側は道路、南側が宅地、北側は道路になっております。

現地には譲受人と、行政書士が立ち合いました。申請地にはプラスチックの杭打ちがしてありました。

申請理由なのですが、譲受人は現在家族4人で生活していますが、子供の成長に伴い、現在の住居が手狭になることや、将来両親を扶養することを考え、実家の近くに住宅の建築を検討していきまして、今回この申請地に決定したところですよ。

土地の利用計画ですが、申請地に住宅と駐車場を構え使用し、出入口につきましては、西側の道路から車の出入等をするということです。

給排水は公共の上下水道を使用します。雨水は敷地内自然浸透とします。上下水道管が埋設されているので、そちらに接続します。

資金計画につきましては、金融機関の融資を受けるということで、金融機関の融資証明が添付されております。

申請地に家を建てるにあたりまして、盛土、切土はしないとのことですよ。

以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上ですよ。

議 長

報告ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について部会からの報告をお願ひします。

(神山隆委員挙手)

はい、神山副部長。

神谷隆委員

部会内で検討したところ、許可相当と思われますので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長

報告並びに現地調査後の部会での報告も終わりました。

ここで、鳥獣害対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。

(加藤委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤委員

ここは緑地指定区域ではないのですか。

議 長

事務局お願ひします。

佐藤副主幹

確認しておりませんでした。

加藤委員

敷地面積の割に、住宅が大きすぎると思ひます。

議 長

その件につきましては、事務局で確認お願ひします。

佐藤副主幹

了解しました。

議 長

他に何かありませんか。

神山隆委員

先ほどの建築面積ですが、108.27平方メートルの平屋建ての住宅になります。

議 長

他にご質問ありませんか。

ないようですので、ただ今加藤委員からのご質問を調べてお願ひしますが、時間がかかるということですので、採決については後回しということで、次に進めてまいりたいと思ひます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議 長

続きまして、番号2番について、担当委員の報告を求めます。

(阿久津委員挙手)

はい、阿久津委員。

阿久津委員

私は、総会資料5ページ、議案第39号の2番を担当しました。

本申請は、日光市木和田島地内において、一般住宅の使用貸借を目的として

転用する案件です。

申請人、申請地等については、資料のとおりです。

申請地は木和田島地内、大沢分署から西へ約600メートルに位置しています。

登記簿地目は田、現況は田です。

周囲の状況は、東側は田、西側は道路、南側は宅地、北側は田です。

現地には行政書士が立ち合いました。申請地を一般住宅に利用し木造2階建てで、息子さんが家族6人で住む計画で杭打ちがしてありました。

給排水は公共上下水道を利用します。雨水は自然浸透処理します。

道路から土地が低いので、周りにブロック塀をするのですが、ブロック2つか3つぐらい盛土をする予定です。周りは申請人の田になります。

以上のことから、周りに影響を及ぼすこともないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会からの報告をお願いします。

(神山隆委員挙手)

神山隆委員

はい、神山副部長。

部会内で検討したところ許可相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。周りも申請者の田が入っておりますので、問題ないと思われれます。

議長

報告並びに現地調査後の部会での報告も終わりました。

ここで、鳥獣害対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。

議長

(「なし」の声あり)

ないようですので、採決に移ります。

番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議長

(挙手全員)

挙手全員でございます。

よりまして、番号2番は、原案のとおり許可することに決しました。

議長

続きまして、番号3番について、担当委員の報告を求めます。

佐藤委員

(佐藤委員挙手)

はい、佐藤委員。

私は、総会資料5ページ、議案第39号の3番を担当しました。

本申請は、日光市千本木地内において、売買を目的として転用する案件です。

申請人、申請地等については、資料のとおりです。

申請地は千本木地内、東原中学校から北西へ約150メートルに位置しております。

登記簿地目は畑、現況は畑です。

周囲の状況ですが、東側は田、西側は宅地、南側は道路、北側については田がありますので小さい水路になっています。

現地には住宅会社の方と、行政書士が立ち合いました。

道路から向かって北側は、多少傾斜になっている状況です。2筆分譲するようで、こちらに対しての出入りが1つ、それから2つの分譲というかたちになります。北側と東側は土留めの擁壁を造ると説明がありました。

給排水は、ここに道路がありますので、公共の上下水道を利用します。雨水については、敷地内浸透処理と説明を受けました。

南側が道路で、西側についてはアパートが建っていて、南から北のほうへ傾斜がついています。北側については、東側に田がありましたので水路があり、長方形のような形で、出入りをここからするためには、一段造るというかたちで2つの分譲をするという説明でした。

以上のことから周りへの影響はないと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会からの報告をお願いします。

神 山 隆 委 員

(神山隆委員挙手)

はい、神山副部長。

部会内で検討したところ、許可相当と思われますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

報告並びに現地調査後の部会の報告も終わりました。

ここで、鳥獣害対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。

議

長

(「なし」の声あり)

ないようですので質疑を終結し、採決に移ります。

番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議

長

(挙手全員)

挙手全員でございます。

よりまして、番号3番は、原案のとおり許可することに決しました。

議

長

続きまして、番号4番について、担当委員の報告を求めます。

(佐藤委員挙手)

佐 藤 委 員

はい、佐藤委員。

私は、総会資料5ページの議案第39号の4番を担当しました。

本申請は、日光市瀬川地内において、売買を目的として転用する案件です。

申請人、及び申請地等は、資料のとおりです。

申請地は瀬川地内、東武下今市駅から北西へ300メートルに位置しています。

登記簿地目は畑、現況は畑です。

周囲の状況は、東側は宅地、西側は道路、南側も道路で、北側は宅地になっております。今回2筆の申請地になっております。

現地には行政書士が立ち合いました。申請地は一般住宅の二世帯住宅を計画ということで、それぞれ杭打ちがしてありました。なお、東側と北側については、土留め擁壁を行うと図面に記されておりました。

給排水は、公共の上下水道を利用します。雨水は敷地内浸透処理になります。

南側に道路、東側に宅地がありますので、若干こちら側が低いので盛土をして、北側と東側については土留め擁壁をするということで話がありました。

以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議

長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会からの報告をお願いします

ます。

(神山隆委員挙手)

はい、神山副部長。

神山隆委員 部会内で検討しましたところ許可相当と思われますので、ご審議のほどよろ

議 長 しくお願いいたします。

報告並びに現地調査後の部会の報告も終わりました。

ここで、鳥獣害対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたしま

小池委員 す。

500平方メートルを超えています、残しても仕方ないからということで

議 長 問題ないですか。

(吉澤係長挙手)

はい、吉澤係長。

吉澤係長 本来500平方メートル未満ですが、8平方メートル残しても耕作すること

議 長 はないということで、許可相当としております。

他にありましたらお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 ないようですので質疑を終結して、採決に移ります。

番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求

めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、番号4番は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 それでは、番号1番について調査が終わってないようですので、次の日程第

7、議案第40号「非農地証明願について」を議題とし、番号1番について、

担当委員の説明を求めます。

(阿久津委員挙手)

はい、阿久津委員。

阿久津委員 私は、総会資料6ページ、議案第40号の1番を担当しました。

本申請は、日光市板橋地内において、牛舎として利用していました。

願出人、願出地等は資料のとおりです。願出地は板橋地内、上板橋集落セン

ターから東へ560メートルに位置しています。

登記簿地目は田、現状は牛舎敷地です。

現地には行政書士が立ち合い、杭打ちがしてありました。

願出地は、昭和59年ごろから牛舎として利用して38年が経過しておりま

す。平成12年の空中写真が添付されています。牛舎の間が申請地になってい

ます。現在は牛もいなくて少し荒れた状態で、中に資材等が置いてありまし

た。境界杭の確認はしてきました。

以上のことから証明することに問題はないと思われますので、ご審議のほど

議 長 よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について部会からの報告をお願いしま

す。

(神山隆委員挙手)

はい、神山副部長。

神山隆委員 部会内で検討した結果、非農地証明は問題ないと思われますので、ご審議の

ほどよろしくお願いいたします。写真で全体的なところが見えづらいところが

ありますが、よろしくお願いいたします。

議	長	報告並びに現地調査後の部会の報告も終わりました。 ここで、鳥獣害対策部会以外の皆様方の、ご意見・ご質問をお受けいたします。
		(「なし」 の声)
議	長	ないようですので質疑を終結し、採決に移ります。 番号1番について、原案のとおり、証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	はい、挙手全員でございます。 よって、番号1番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。
議	長	続きまして、番号2番について、担当委員の報告を求めます。
		(大貫委員挙手)
大貫委員		はい、大貫委員。 私は、総会資料6ページ、議案第40号の2番を担当しました。 本申請は、日光市町谷地内において、宅地として利用しています。 願出人、願出地は資料のとおりです。 案内図による説明。願出地は、関の沢集会所から北へ140メートルに位置しています。 公図による説明。今回の非農地証明願は2筆あります。 登記簿地目は田・畑、現況は宅地とです。 現地には土地所有者の代理人、家屋調査士の方が立ち合い、杭打ちがされて いました。 願い出地は、昭和50年ごろから上の地番のほうが母屋、もう1つがログハウスとして利用しており、49年以上経過しております。ほぼ母屋として利用している状況でした。 以上のことから、証明するのに問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	ありがとうございます。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会からの報告をお願いします。
		(神山隆委員挙手)
神山隆委員		はい、神山副部長。 部会内で検討しました結果、非農地証明願の件について問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	報告並びに現地調査後の部会での報告も終わりました。 ここで、鳥獣害対策部会以外の皆様からの、ご意見・ご質問をお受けいたします。
		(小池委員挙手)
小池委員		はい、小池委員。 ログハウスはどこですか。
大貫委員		写真はなかったのですが、今回の願い出地がこのようなかたちになっていまして、この白いところにログハウスが間違いなく建っていました。
小池委員		所有者と願い出人が違うのは。
大貫委員		土地の所有者は山形の方で、その山形の方が土地家屋調査士の先生にお願いして、願い出人が委任したものです。
議	長	他にありますか。 (「なし」 の声あり)

議 長 ないようです質疑を終結し、採決に移ります。
それでは、番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 挙手全員でございます。
よって、番号2番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

議 長 続きまして、番号3番について、担当委員の報告を求めます。
(大貫委員挙手)

大 貫 委 員 はい、大貫委員。
引き続き、総会資料6ページ。議案第40条の3番を担当しました。
本申請は、日光市瀬尾地内において、宅地として利用しています。
願出人、願出地は資料のとおりです。
案内図による説明。願出地は、瀬尾公民館からから東へ560メートルに位置しております。
公図による説明。2筆ありまして、コの字のかたちとこちらの地番です。
登記簿地目は2筆とも畑、現況は宅地です。
土地利用図による説明。現地には願出人とその父親と行政書士が立ち合いました。願出地は、昭和初期から隣接する〇〇〇番地、〇〇〇-〇番地、それと〇〇〇-〇番地です。それと〇〇〇-〇番地になります。隣接する一部の土地と一体で宅地として利用しております。
航空写真、現状がこちらです。こちらに母屋がありまして、2つ蔵があります。こちらが倉庫、納屋になっています。この写真は昭和51年に撮影された航空写真で、41年以上が経過しております。西側から撮影した写真で公図がコの字になっているのはこのようなかたちです。こちらは東側のほうからで、蔵の間を通っているようなかたちで、宅地として蔵と一緒に利用しているような状況の写真です。これは南側のほうから撮影した写真です。先ほどの公図のコの字のかたちというのが、こういったかたちで現況になっているといった写真です。これは北側の母屋のほうから撮影した写真です。こちらに納屋があるといったかたちです。
以上のことから、証明することに間違いのない、問題ないと思われま。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
次に、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告を願います。
(神山隆委員挙手)

神 山 委 員 はい、神山副部長。
この写真を見てのとおりですが、立派な蔵など建っておりまして、また、納屋なども建っておりまして、敷地内もアスファルト、また舗装になっております。部会内で検討しました結果、非農地証明願について問題がないと思われま。すので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 報告並びに現地調査後の部会からの報告も終わりました。
ここで、鳥獣害対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。
(加藤委員挙手)

加 藤 委 員 はい、加藤委員。
直接は関係ないですけど、何で非農地証明願を出してきたのか、わかったら教えてもらいたいです。家を建て替えるとか何かあるのですか。

議 長 (大貫委員挙手)

大 貫 委 員 はい、大貫委員。
 こちらの願出人の方のお父さんもいらっしゃったのですが、近々こちらに、願出人の息子さんが家を建てる。こちらが宅地になっておりまして、こちらに線引きはしてありました。後は、土地の整理をしたら、いろいろと農地の地目が出てきたと。そういったかたちで整理をするということが一番の目的らしいです。

加 藤 委 員 わかりました。ありがとうございます。
 議 長 他にありましたら、お受けいたします。
 (大島一委員挙手)

大 島 一 委 員 はい、大島委員。
 総会資料の非農地となった事由等の欄ですけれど、〇〇〇-〇番地の願出地は農地ということで、〇〇〇-〇番地、〇〇〇-〇番地の一部の土地と一体でということですが、登記上の問題というか、枝番がふってあるのに、〇〇〇-〇番地と〇〇〇-〇番地、枝番のある番地なので具体的になってはいますが、説明の資料だと意味がちょっと分かりません。どっちも枝番がふってあるけれど、これは間違いですか。枝番がふってあるから許可する場合には重要なことです。今、発表があった現地調査をやったのはあくまでも〇〇〇-〇番地と〇〇〇-〇番地で、説明書きには〇〇〇-〇番地と〇〇〇-〇番地の一部ということは、枝番の意味が分からないです。その一部ということは、さらに分筆されたかじゃないとこういう表現はないと思うので、総会資料だから大事なところだと思います。枝番がなければ、漠然と〇〇〇番地と〇〇〇番地の一部というのだったら。何を意味しているのか理解できません。
 議 長 膳本が提出されていれば、膳本を見ていただけますか。登記上と食い違っている説明になっていないですか。
 鶴 見 主 査 事務局、説明をお願いします。
 〇〇〇-〇番地の一部という文言になってはいますが、ここを一体というかたちの表現に直させていただければと思います。

大 島 一 委 員 わかりました。
 議 長 他に何かお気づきの点がございましたらお受けいたします。
 (小池委員挙手)

小 池 委 員 はい、小池委員。
 確認ですけれども、登記簿上、農地として残っていたのが〇〇〇-〇番地と〇〇〇-〇番地だけで、他は宅地になっているという理解でいいのですか。
 議 長 ただ今のご質問に、事務局確認をお願いします。
 鶴 見 主 査 願出地以外は宅地になっている状況です。
 議 長 何か他にお気づきの点ございましたらお受けいたします。ありませんか。
 (「なし」の声あり)

議 長 ないようですので質疑を終結して、採決に移ります。
 番号3番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
 (挙手全員)

議 長 はい、挙手全員でございます。
 よりまして、番号3番は原案のとおり、証明妥当とすることに決しました。
 それでは、時間も経過しましたので、一旦、ここで休憩を入れまして、再度、再開をしたいと思います。
 それでは15時15分から再開をいたします。お願いします。
 (休憩15時 4分)
 (再開15時15分)

議 長 それでは皆様、定刻となりましたので、再開をいたします。
先ほど、議案第39号の1番について、事務局のほうで調べがつかしましたので、報告をお願いいたします。

佐藤副主幹 先ほどの議案第39号の5条申請の1番の案件となりますが、ご指摘がありましたとおり、こちらの場所は、都市計画法に定められております風致地区というものの一部となります。風致と言いますのは、自然景観を守るべき区域として定められているもので所野、萩垣面、大谷川沿いに区域が定められています。建築物の建築等に関しては、風致地区条例に基づく許可が必要となりますので、本来そちらの許可申請を確認した上で、こちらも申請を受け付けるべきだったのですが、そちらの手続きはなされていないということが確認されました。そのため、こちらの不手際ですが、今回は議案のほうから取り下げというかたちをとらせていただければと思います。申し訳ありません。

議 長 この1番につきましては、ただ今、事務局からの説明があったとおりでございます。そういうことですので、一旦、これは取り下げをしていただくということで、進めていくことでよろしいでしょうか。
(「了承」の声あり)
それでは、事務局のほうより取り下げということでお願いいたします。

議 長 それでは、日程第8、議案第41号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」事務局の説明を求めます。
(入江主査挙手)
はい、入江主査。

入江主査 議案第41号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」ご説明いたします。
本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。今月は、所有権移転と利用権設定の案件です。
まず所有権移転の案件になります。総会資料11ページになります。
今月の件数は2件で、面積合計は5筆で12,883平方メートルとなります。
譲渡人、譲受人の住所、氏名、及び土地の表示等は申請のとおりとなります。
次に、利用権設定の案件ですが、総会資料7から8ページになります。
件数は5件で、面積合計は12筆で28,984平方メートルとなります。
内訳は申請のすべてが日光市農業公社扱いで、5件とも新規となっております。
設定をする者は貸人、設定を受ける者は借人の住所・氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。以上、計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくをお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。
それでは何かご質問等がございましたら、お受けいたします。
(「なし」の声あり)

ないようですので、採決に移ります。
議案第41号は原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(挙手全員)
挙手全員でございます。よって議案41号は原案のとおり決定することに決

しました。

議 長 続きます。日程第9、議案第42号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

（入江主査挙手）

はい、入江主査。

入江主査 議案第42号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」をご説明いたします。

本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第9の3の（1）の規定により、日光市が作成した農用地利用集積計画案を決定するために、審議を求められています。

総会資料は9ページから10ページになります。件数は3件で、面積合計は11筆、32,126平方メートルとなります。設定をする者を貸人、設定を受ける者を借人の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

ご質問等がありましたらお受けいたします。何かありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ないようですので、採決に移ります。

議案第42号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員でございます。よって議案第42号については、原案のとおり決定することに決しました。

議 長 以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、令和6年6月日光市農業委員会総会を閉会いたします。

（閉会 午後3時24分）